

1. 「環境モデル都市・北九州」の取組について

(1) 経緯と背景

環境モデル都市の募集・認定は、世界の先例となる「低炭素社会」への転換を進め、国際社会を先導していくという福田内閣総理大臣施政方針演説を受けて「都市と暮らしの発展プラン」(平成20年1月)に位置づけられた取組です。

環境モデル都市とは、都市・地域の固有の条件や課題を前提とした地球温暖化対策の具体的な提案を国が募集し、温室効果ガス排出の大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市・地域を、国が認定するものです。

認定された都市・地域は、環境モデル都市アクションプランの策定・実施に取り組み、国は、アクションプランの円滑な実施に向けて、関係省庁間においての連絡会議も活用し、新たな制度的枠組みの構築の検討や財政的側面を含め、総合的に支援します。また、環境モデル都市の取組を国内外に波及させるため、施策の展開や情報の発信に努めます。

今後は、認定された「環境モデル都市」の提案を実現化させ、都市・地域における温室効果ガスを大幅に削減することにより、統合アプローチによる低炭素社会の構築に向けた具体的な道筋と我が国の将来像が示されることとなります。

(2) 目標と取組

本市は産業都市であり、その発展の過程で甚大な公害問題を経験しましたが、市民、産業界、行政の一体的な取組により克服しました。その際、培われた環境技術等をアジアを中心とする海外へ供与するとともに、様々な研修に取り組み、国際的に高い評価を受けています。また、環境問題に取り組むNGO主催の「日本の環境首都コンテスト」においては、二年連続総合第一位に認定されるなど、国内外を問わず環境都市としての地位を確固たるものとしています。

本市は、このような経験、取組の中で育ててきた地域の「環境力」の結集と、低炭素社会の実現を目指すための提案を国へ提出し、平成20年7月22日に「環境モデル都市」に認定されました。

ア. 目標値

- 市内のCO₂の削減について、2005年度に比べ、2050年度には50%と掲げた。
- 産業都市の特性を活かしアジアを中心に海外での環境技術移転を進め、2005年度北九州市排出量に比べ、2050年度には150%相当を削減と掲げた。

イ. 提案内容

- テーマ：成長するアジアの低炭素社会づくりを牽引する「アジアの環境フロンティア都市の実現」
- 基本理念：産学官民に備わる地域の環境力を結集し、「世代を越えて豊かさを蓄積していくストック型社会の構築」
- 基本方針（3つの柱）
 - ①産業都市としての低炭素社会づくりのあり方
 - ②少子高齢化社会に対応した低炭素社会づくりのあり方
 - ③アジアの低炭素化に向けての都市間環境外交のあり方
- 基本的な考え方：5つの考え方のもとで、具体的な取組を提案。
 - ①市域においては200年街区形成などによる「ストック型都市構造への転換」
 - ②工場の持つエネルギーインフラの都市インフラの観点からの活用や低炭素貢献製品の技術・製造拠点化などを図る「次世代産業構造の構築」
 - ③ストック型都市基盤を積極的に活かす、低炭素に資する産業技術・システムを創り出す「低炭素社会を支える人材の育成」
 - ④取組を精緻に評価し、新しい価値観・文化を創造する「豊かな暮らしの創出」
 - ⑤都市間環境外交を通じての「アジアの産業都市での本市取組の拡大展開」

ウ. 具体的な取組

- ①次世代エネルギー供給システムの構築
 - ・産業で発生した電気、熱等のエネルギーを地域で活用する。
 - ・次世代水素エネルギーモビリティや水素タウンの整備
- ②低炭素200年街区の整備
 - ・高齢者や子供たちが安全で安心して暮らせる低炭素の街づくり。
 - ・200年住宅、太陽光発電の推進など。
- ③アジア低炭素化センターの設置
 - ・環境国際協力を通じて低炭素化技術の指導、人材育成などを進める。

(3) 今後の展開

ア. 市の動向

- ・「アクションプラン」の策定による提案の具体化と取組の推進【短期】
- ・市長をトップとする「北九州市環境モデル都市市内推進本部」の設置【短期】
- ・国からの支援制度受け入れのための準備【短期】

イ. 官民連携

- ・産業構造を環境付加価値の高いものに変革し、国内外の低炭素化の普及に貢献する【長期】
- ・環境素材、環境製品、環境技術、環境サービスの創生【長期】
- ・市民の生活の向上と地域経済の発展を図り、CO₂排出を抑え低炭素社会を構築する【長期】
- ・国際環境協力でアジアを牽引し地球環境へ国際貢献する【長期】
- ・経済団体との協働事業の実施とシティセールス【長期】

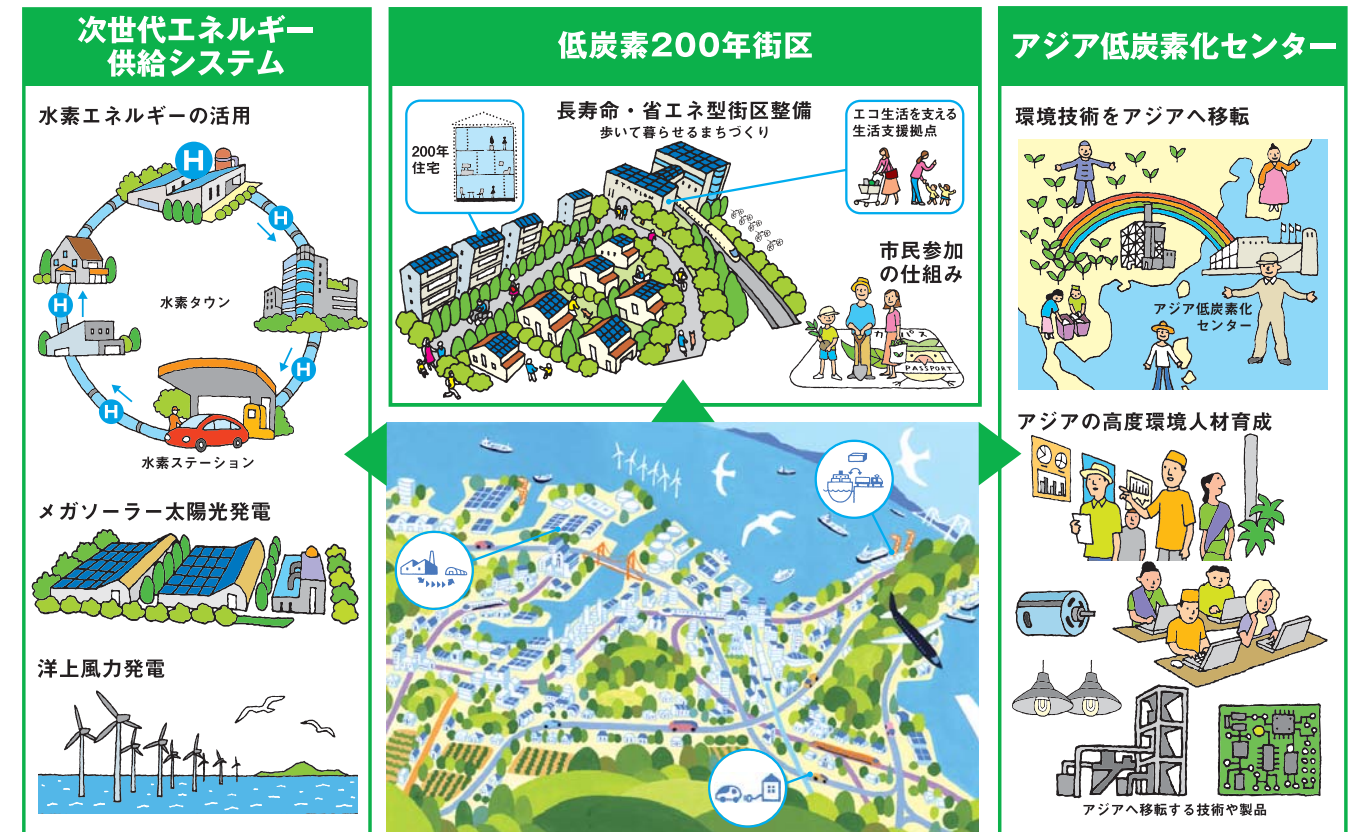


環境モデル都市に選定され、福田首相から認定書を受ける（首相官邸にて）平成20年7月29日



環境モデル都市認定証

環境モデル都市 北九州 —2050年の豊かな暮らしと低炭素社会実現に向けて—



2. 北九州市環境基本計画の策定

(1) 計画策定の経緯

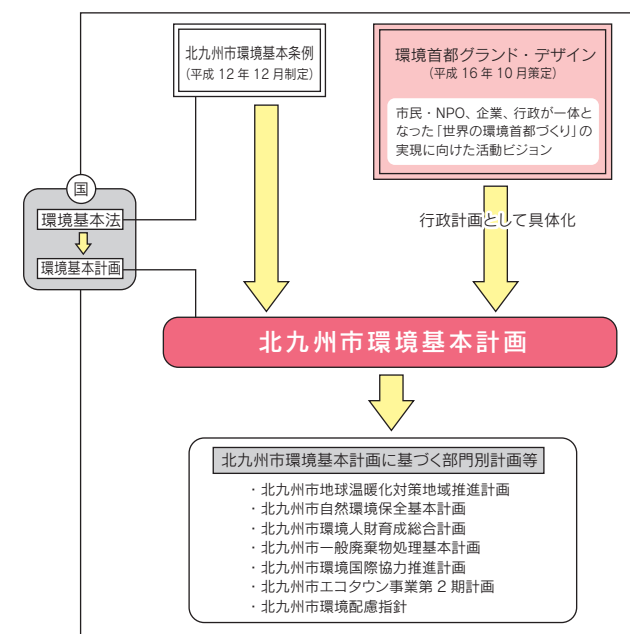
北九州市は、これまで「アジェンダ21 北九州」を北九州市環境基本条例（平成12年12月制定）に基づく環境基本計画として位置づけ、地球環境保全を含む環境保全全般に関する総合的・計画的な取組を進めてきました。

このアジェンダ21 北九州の計画期間が終了（平成17年度）することから、新たな環境基本計画を策定することとなりました。

(2) 計画の性格

本計画は、平成16年に策定した「環境首都グランド・デザイン」の「真の豊かさにあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ」という基本理念を取り入れ、その実現を目指し、行政が取り組むべきことを明らかにするとともに実効性を担保する内容になっています。

また、環境問題が社会活動や経済活動と深く結びついている点を踏まえ、各側面を統合的に捉え、幅広い視点で環境保全の取組を推進していくことも「環境首都グランド・デザイン」と同様に掲げています。

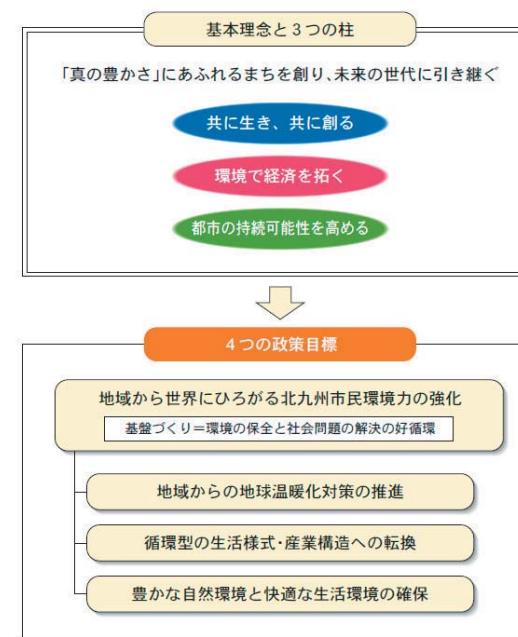


(3) 計画の期間と対象地域

平成19年度～平成23年度を計画期間とし（※環境に関する科学的知見等の変化に弾力的に対応し改訂）、計画の対象地域は、北九州市域と広域的な視点から連携・調整しながら進める必要のある周辺市町村としています。

(4) 基本理念と4つの政策目標

本計画は、市民一人ひとりが内発的・自立的に、より良い環境、より良い地域を創出していくとする意識や能力を持ち、それを行動へとつなげていく「市民環境力」を高めることが重要であるとの考えのもと、「北九州市民環境力の強化」を政策目標の第一に掲げています。市民環境力を高めることが、地球温暖化対策の推進、循環型社会の構築、豊かな自然環境と快適な生活環境の確保の実現につながると考えています。



(5) 戦略プロジェクトの設定

本計画の政策目標を達成するために、市民・NPO、事業者、行政が連携を図りながら取組を進めていくもので、先導的な役割を果たす性格を持ち、北九州市独自の先進的な25の取組を「戦略プロジェクト」として位置づけ、積極的かつ着実な取組を進めています。

(6) 計画の進行管理

計画の実効性を確保し、計画の着実な推進を図るために、取組状況等を定期的に点検・把握・評価を行い、適切な見直しを継続的に行っていきます。

アジェンダ21 北九州とは、1992年（平成4年）に開催された地球サミット（環境と開発に関する国際連合会議）で、21世紀に向け持続可能な開発を実現するために実行すべき行動計画「アジェンダ21（ajenda21）」が採択。問題解決の実施者として地方公共団体が効果的に取組を実施していくために「ローカルアジェンダ21」の策定が求められました。本市もこの考えに沿って、平成8年3月、「アジェンダ21 北九州」を策定しました。

3. 光化学スモッグ注意報の発令について

(1) 平成19年度の注意報発令状況

平成19年4月から5月にかけて、北九州市では平成9年以来10年ぶりに光化学スモッグ注意報を発令（発令基準0.12ppm以上）しました。発令日数は延べ4日のほり、400名近くの市民が目やのどに刺激を受けるような被害届出がありました。また市内85の小学校で運動会が中止になるなど市民生活にも大きな影響が出ました。発令状況は以下のとおりです。

| 発令日 | 発令地区 | 被害届出人数(人) |
|-------|-------------------|-----------|
| 4月26日 | 八幡西・若松 | 3 |
| 5月8日 | 市内全7区 | 24 |
| 5月9日 | 八幡西・八幡東 若松・小倉南 | 14 |
| 5月27日 | 市内全7区 | 368 |

(2) 光化学スモッグの発生要因

工場のばい煙や自動車の排気ガスに含まれている窒素酸化物や炭化水素が太陽からの強い日射（紫外線）を受けて光化学反応を起こし、「光化学オキシダント」（主にオゾン）が生成されます。

この「光化学オキシダント」濃度が高くなると、遠くの山や建物がもやがかかったように見えにくくなり、視界

が悪くなります。このような状態を「光化学スモッグ」と呼びます。

光化学スモッグは、春から秋にかけて、日射が強く、気温が高く、風の弱い日などに発生しやすくなります。

また近年では中国大陸からの光化学オキシダントの移流による高濃度化も指摘されています。

(3) 注意報発令時の取組

一般市民に対しては、テレビ、ラジオなどの報道機関や、区役所の広報車、市ホームページなどを通じて、また学校や幼稚園、保育所等に対しては、教育委員会や保健福祉局を通じて、注意報発令の周知を行いました。平成19年5月からは、早く確実な方法として、携帯電話・パソコンへのメール配信サービスを開始しました。

また窒素酸化物を含むばい煙を発生する主要27工場・事業場に対し、窒素酸化物排出量の20%程度削減の協力を要請しました。

(4) 今後の取組

注意報発令時の市民への周知や窒素酸化物排出量の削減要請は、これまでどおり迅速かつ確実に行います。

大陸からの広域的な影響に対しては、福岡県と連携して国へ対策を要望します。また、原因の解明についても国立環境研究所や福岡県と連携して調査を実施します。

北九州市の光化学オキシダント観測網

